

岡崎市消防団員応援事業所設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保及び地域防災力の向上並びに地域の活性化を図ることを目的とし、岡崎市内にあるサービス業などの店舗等(以下「事業所」という。)が岡崎市消防団員(以下「団員」という。)に対して利用又は物品購入時などに一定のサービスを提供し、団員を応援する岡崎市消防団員応援事業所(以下「応援事業所」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申込み)

第2条 応援事業所に登録しようとする事業所は、様式第1号による消防団員応援事業所登録申込書を消防長に提出して申し込むものとする。

(登録済証及び表示証の交付)

第3条 消防長は、応援事業所の登録を行った場合は、事業所に様式第2号による消防団員応援事業所登録済証(以下「登録済証」という。)及び様式第3号による消防団員応援事業所表示証(以下「表示証」という。)を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板及び電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

(身分証の提示)

第5条 団員は、応援事業所からサービスの提供を受ける場合は、様式第4号による岡崎市消防団員応援事業利用証を提示しなければならない。

(応援事業所の名称等の公表)

第6条 消防長は、応援事業所の名称等を岡崎市ホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、応援事業所が事業を廃止したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき若しくはその他応援事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに登録済証及び表

示証を消防長に返還し、又は破棄しなければならない。

(サービスの提供の停止)

第8条 応援事業所は、都合により消防団員に対するサービスを停止することができる。この場合において、当該事業所は、消防長に事前にその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号

消防団員応援事業所登録申込書

登録番号

※1

平成 年 月 日

(宛先) 岡崎市消防長

ふりがな
事業所の名称： ※2

ふりがな
代表者の職・氏名：

事業所の住所：

事業所の電話番号：

当事業所は、岡崎市消防団員応援事業所としての登録を申し込み、下記のとおり岡崎市消防団員にサービスを提供することにより、岡崎市消防団員を応援します。

記

サービスの内容	対象	注意事項等

※1 この欄には、記入しないでください。

※2 事業所の名称は、正式名称を省略しないで記入してください。

なお、記入いただいた情報は、ホームページ等で公開いたします。

サービスの例

サービスの内容	対象	注意事項等
全品 50 円引き	・団員 1 名につき、同伴者 5 名まで	・他のサービス券等は、併用不可
購入金額の 10%割引	・団員のみ	・一部商品は除く。
ランチ全品にドリンクをサービス	・団員を含む団体全員	・ランチ以外は対象外
1,000 円以上購入で 10%OFF	・会員である団員のみ	・1 日 1 回／一人に限る。
ライス大盛り無料	・団員 1 名につき、同伴者 2 名まで	・お食事の方に限る
ワングーム無料	・団員 1 名につき、1 名まで	・3 ゲーム以上プレイした方に限る。
店内ポイント 2 倍		・500 円以上御利用の方に限る。
粗品進呈		・お食事の方に限る。
入校料金半額		・特別コースの入校は除く。
同伴者の入場料無料		・8 月 1 日～8 月 15 日は除く。
同額でワンランク上のサービス提供		・10 万円以上の契約に限る。

消防団員応援事業所登録済証

第 号
平成 年 月 日

岡崎市消防長 印

岡崎市消防団員応援事業所登録要綱第 3 条の規定に基づき、下記の事業所
を岡崎市消防団員応援事業所として登録したことを証明します。

記

事業所の名称	
代表者の職・氏名	
事業所の住所	



備考 大きさは、横10.4センチメートル、縦6.3センチメートルとする。

(表面)

岡崎市消防団員応援事業利用証 〇〇号	
この利用証は、消防団員であることを証明するものです。	
氏 名	消防 太郎
生年月日	平成 〇年 〇月 〇日
所 属	岡崎市 〇〇消防団
発行日	平成 〇年 〇月 〇日
岡崎市消防長 	

(裏面)

【注意事項】	
1	この利用証は、岡崎市消防本部が実施する岡崎市消防団員応援事業の利用について、消防団員本人であることを証明するため交付するものです。
2	この利用証は、消防団員本人が応援事業を利用する場合に限り使用できます。
3	この利用証は、応援事業利用の際に提示してください。
4	この利用証は、他人に貸与し、又は譲渡しないでください。
5	この利用証を紛失した場合は、速やかに申し出てください。
6	この利用証は、記名本人以外は使用できません。
7	この利用証は、退職等によりその身分を失った場合は速やかに返納してください。
岡崎市消防本部 TEL 0564-21-9872	

備考 大きさは、横 9.1 センチメートル、縦 5.5 センチメートルとする。